

金融庁所管法令に基づく地方公共団体の行政手続等の電子化推進に関する アクション・プラン

平成14年8月2日
金融庁行政情報化推進委員会決定

金融庁が所管する法令に基づく地方公共団体の行政手続の電子化については、「金融庁所管法令に基づく地方公共団体の自治事務等に係る申請・届出等手続の電子化推進に関するアクション・プラン」(平成13年6月13日金融庁行政情報化推進委員会決定)により計画的に推進しているところであるが、「e-Japan重点計画2002」(平成14年6月18日IT戦略本部決定)において、「2002年度早期に、既存のアクション・プランの見直しを行う」とされたことから、現行のアクション・プランを見直し、次のとおり、「金融庁所管法令に基づく地方公共団体の行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」を定める。

1. 総論

(1) 拡充・見直しに当たっての基本方針

すべての国民が国・地方を通じた行政の情報化の恩恵を享受できるよう、住民に身近な地方公共団体の取組が重要となることから、金融庁としても、地方公共団体に対して、個別手続に係る実施方策等の提示により、地方公共団体の取組を支援する。

(2) 推進体制

金融庁行政情報化推進委員会及び同委員会幹事会が本アクション・プランの着実な実施に努め、金融庁の所管する法令のうち地方公共団体が行う自治事務等が規定されている法令を所掌する課室において、都道府県との間との連絡調整を行い、着実な実施に努める。

2. 推進計画

(1) 対象手続

地方公共団体が自治事務等（地方自治法第2条第8項に規定する自治事務、同条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務及び同第2号に規定する第2号法定受託事務をいう。）として処理する手続について、申請・届出等手続（151手続。別添地方1A及び地方2A参照）のほか、申請・届出等以外の手続（77手続。別添地方1B及び2B参照）も対象に加え、実施方策についての当庁としての取組を適時に提示する。

なお、処分通知を行う手続等具体的手法についての検討を要し、15年度までに実施方策の提示が困難と見込まれる手続については、別添表地方3Bに掲げた。

(2) 様式・添付書類等の見直し

金融庁における個々の手続についての具体的なオンライン化方策の検討過程において、提出者のニーズ、事務効率、コスト等を踏まえ、以下の点について見直しを行い、この結果について、都道府県宛提示する。

申請書類等の複数部数の提出を求めていたものについては提出部数の削減

国や地方公共団体が発行する証明書等の添付を求めているもののうち、インターネット登記情報サービスや住民基本台帳ネットワークシステム等の利用により、所定の機関に照会すれば足りるものについての添付書類の省略。

関連する手続についての様式の標準化。

他府省との共管となっているものについての受付窓口の一元化等。

受付時間の延長（原則24時間化）。

(3) 実施方策の提示

地方公共団体に対して、システムの基本仕様、業務フロー、添付書類の省略・簡素化等、オンラインを図る上で必要な実施方策について、金融庁としての取組を適時に提示する。